



パープルリボン
は女性に対する暴力根絶の
シンボルマークです。

各種相談窓口のお知らせ

◆DV全般（配偶者等からの暴力）に関する相談

山口県男女共同参画相談センター
（配偶者暴力相談支援センター）
#8008 又は 083-901-1122
（緊急用：0120-238122）



DV相談+（プラス）
0120-279-889（つなぐ、はやく）
※電話、SNS相談に対応。

◆安全対策、緊急時の相談

山口県警察本部
レディースサポート110
0120-378387（サアナヤミハナして）
083-932-7830（ナヤミナシ）



◆児童虐待に関する相談

児童相談所虐待対応ダイヤル
189（いちはやく）

◆人権に関する相談

みんなの人権110番
（全国共通人権相談ダイヤル）
0570-003-110

【発行】 宇部市 市民環境部 人権・男女共同参画推進課
〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号
TEL 0836-34-8308 FAX 0836-22-6010
メール jinken@city.ube.yamaguchi.jp

宇部市配偶者暴力相談支援センターへご相談を

宇部市では、DV等でお悩みの方のために専門の相談員が対応する「**宇部市配偶者暴力相談支援センター**」を設置しています。
悩みを一人で抱え込まず、まずは電話してみてください。

専用電話

さあさあ、ヨロシク
33-4649

相談日

月～土曜日 9～16時
※男性相談は、予約制です。

相談料

無料
※秘密は堅く守ります。

＜主な支援内容＞

- 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保
- 弁護士・公認心理師による無料専門相談（月1回）
- 関係行政機関への支援要請
- 保護命令制度に関する裁判所への申し立て支援

（地方裁判所に申し立て、保護命令が発令された場合、加害者が被害者や子どもに近づくことを法的に禁止することができます。）



相談は無料です。

秘密は堅く守りますので、どうぞご安心ください。
あなたの気持ちに寄り添いながら、一緒に解決策を考えていきます。

相談してみませんか？

DV

のこと



UBE 宇部市

未来を彫刻するまち

DVは重大な人権侵害。被害を拡大させないよう、まずはDVのしくみを知ることが大切です！

DVの種類はさまざま

DV（ドメスティック・バイオレンス）は直訳すると「家庭内暴力」という意味ですが、一般的には「配偶者（パートナー）からの暴力」のことをいいます。

DVは身体的な暴力だけでなく、さまざまな種類があり、多くの場合、1種類だけでなく、いくつかの暴力が重なり合って起こります。

男性から女性への暴力のイメージが強いですが、近年では逆のケースも増えています。

また、交際相手から暴力を振るわれたり、行動を制限されたりすることは「デートDV」と呼ばれ、特に10～20代の若いカップルの間で起こっています。

身体的暴力

- 平手で打つ、殴る
- 足で蹴る
- 物を投げつける
- 髪を引っ張る
- 首を絞める

…など



精神的暴力

- 大声でどなる
- 馬鹿にする
- 大切な物を捨てる
- 無視する



性的暴力

- 性行為を強要する
- 避妊に協力しない
- アダルト動画を無理やり見せる



経済的暴力

- 生活費を渡さない
- 仕事を辞めさせる
- お金の使い道を細かくチェックする



社会的暴力

- 外出させない
- 友人や親戚との付き合いを制限する
- 携帯電話をチェックする



暴力には特有のサイクルがある

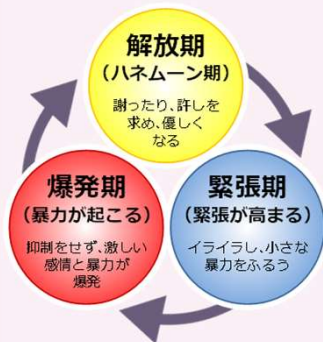
加害者はいつも暴力的というわけではなく、時には優しく振る舞ったりもします。

そのため被害者は、「この人は、本当は優しい人なんだ」「もう一度、信じてみよう」と期待して、関係を続けてしまうことがあります。

しかしほとんどの場合、暴力の周期は短くなり、エスカレートしていくため、注意が必要です。

暴力のサイクル

（アメリカの心理学者 レノア・E・ウォーカー提唱）



※全ての暴力に当てはまるわけではありません。

大切なのは、あなたと子ども

DVを誰かに相談することは、とても勇気のいることです。

しかし、暴力はどんどんエスカレートし、このままだとあなたや子どもたちに取り返しのつかない傷を負わせることになってしまうかもしれません。

特に、**子どもの目の前で行われる「面前DV」は児童虐待**にあたり、子どもの心身の発達にさまざまな影響を与えます。

今、あなたにできることは、自分と子どもたちの安全や将来のことを第一に考え、専門の機関に相談したり、援助を求めることではないでしょうか。



暴力は、ふるう方が悪い

もし、他人があなたを殴ってけがを負わせた場合、殴った人は罪に問われます。

配偶者や恋人、パートナーがあなたに同じようなことをした場合はどうでしょうか。

同じように罪に問われるのは当然です。

暴力は、いついかなる場合でも、また誰に対しても、決して許されるものではありません。

被害を受けたあなたが責任を感じる必要はないのです。

